

独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター面会規程

(目的)

第1条

この規程は、独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター（以下「当院」という。）の入院患者と家族等の面会に関し必要な事項を定め、患者の療養生活の質向上及び尊厳の保持を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条

入院患者と家族等との交流が療養生活において重要であることを踏まえ、感染対策その他医療上必要な場合を除き、面会を過度に制限しない。

2 やむを得ず面会制限を行う場合であっても、その制限は必要最小限の範囲とする。

(面会)

第3条

面会に関する対象者、時間、人数その他必要な事項は別紙1「面会基準」に定める。

(面会場所)

第4条

面会場所は、原則として病室又は病院管理者が指定する場所とする。

(面会時の留意事項)

第5条

面会者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 病棟への出入り時及び患者に接触する前後に手指衛生を行うこと。
- 二 面会中はマスクを適切に着用すること。
- 三 病棟内で飲食を行わないこと。
- 四 大声での会話を控えること。
- 五 食事介助、散歩等を行う場合は、事前に看護師へ申し出ること。

(禁止事項)

第6条

面会者は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 他の患者の療養環境を損なう行為
- 二 無断での写真撮影又は録音
- 三 無断で他の病室へ立ち入る行為
- 四 医療機器への接触又は操作
- 五 病院職員の指示に従わない行為
- 六 その他病院長が不適當と認める行為

2 前項に違反した場合は、面会を中止することができる。

(面会制限)

第7条

病院長は、次の各号のいずれかに該当する場合、面会を制限又は中止することができる。

- 一 感染症の流行又は院内感染が発生した場合
- 二 患者の病状が不安定な場合
- 三 医療安全上必要な場合
- 四 その他病院運営上必要と認める場合

(規程の見直し)

第8条

本規程は、法令改正、感染症流行状況その他社会情勢の変化に応じ、定期的に見直すものとする。

附則

この規程は、令和8年6月1日から施行する。

別紙1 面会基準

1 面会対象者

次の要件をすべて満たす者とする。

- ・主治医が面会を許可した患者の家族等
- ・面会当日を含め過去1週間以内に37.0℃以上の発熱など感染症を疑う症状がない者
- ・マスク（サージカルマスク）が隙間なく着用できる者
- ・手指衛生など感染対策の協力ができる者
- ・中学生以上

2 面会時間

- ・平日 14:00～19:00
- ・土・日・祝日 10:00～19:00
- ・原則1日1回60分

※ただし、看取りその他特別な事情がある場合はこの限りでない。

3 面会人数

- ・同時4名まで

※ただし、病状説明、看取りその他病棟管理者が必要と認める場合はこの限りでない。